

地域警察官実務指導要綱の制定について

(昭和55年4月16日)
(栃外第626号栃木県警察本部長通達)

「県民とともにある警察活動」の基盤は、地域警察の効率的活動の推進にある。
このため、地域警察官の実務能力の向上を図ることを目的として、別添のとおり「地域警察官実務指導要綱」を制定し、実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

別添

地域警察官実務指導要綱

第1 目的

この要綱は、地域警察の効率的運用を図るため、地域警察官の実務指導について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 指導体制

地域警察の実務指導体制は、次のとおりとする。

1 警察本部

地域警察官に対する指導は、地域部地域課が主管して行い、必要により関係部課(隊、室)の協力を求めるものとする。

2 警察署

警察署における指導分担は、次のとおりとする。

- (1) 次長(警務課長を置く警察署にあつては警務課長)は、実務指導の計画的実施及び各級幹部の行う実務指導について調整すること。
- (2) 地域管理官又は地域課長は、実務指導の責任者として地域警察幹部を指揮し、効果的な推進を図ること。
この場合、他課の幹部に対し、実践的な指導教養を要請すること。
- (3) 幹部は相互に緊密な連絡を保持し、あらゆる機会を利用して地域警察官の実務能力を向上させるため、実践的な指導教養を積極的に実施すること。
- (4) 地域別ブロック編成の活動によるブロック長は、通常の執行務を通じて実務指導に当たること。

第3 指導方法

1 警察本部

警察本部は、警察署幹部と緊密に連携し、次の方法により計画的な実務指導を推進すること。

(1) 巡回指導

地域部地域課幹部は、隨時警察署及び交番、駐在所を巡回して指導を行うこと。

この場合、必要によつては地域警察幹部会議、指導担当者会議、幹部研修会等に出席し指導、助言を行うこと。

(2) 集合指導

必要により地域警察官を対象とした研究会、競技会等を開催し実務指導を行うこと。

(3) 資料の発行

地域警察幹部の指導能力及び地域警察官の実務能力を向上させるため、隨時教養資料を発行すること。

2 警察署

警察署が行う実務指導は、栃木県地域警察運営規程(平成13年3月15日栃木県警察本部訓令乙第11号。以下「規程」という。)及び栃木県警察教養規則(昭和37年11月7日規則第14号)に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 集合指導

集合指導の実施に当たつては、次の点に留意し効果的指導に努めること。

ア 幹部研修会、検討会等を開催し、地域警察官の実務能力の向上を図ること。

なお、これが実施に当たつては、検討テーマを事前に提示して研究させるなど効果的に行うこと。

イ 他課の幹部に協力を依頼し、実質的な指導教養に努めること。

(2) 指導監督

地域警察官の実務能力を向上させるため、地域の実態に即した月間計画を策定のうえ、勤務場所における実践的な指導監督及び指導教養を推進すること。

なお、地域警察幹部にあつては、指導監督のおおむね4分の1以上を夜間に実施するよう努めること。

(3) 個別指導

個別指導は、勤務員個々の性格、実務能力、勤務意欲、勤務経験、勤務場所等を十分考慮し、「地域警察官指導要領」(別添1)を活用し、次により行うこと。

ア 警ら、巡回連絡、立入調査、防犯連絡等の勤務に際しては、同行による現場指導を徹底すること。

イ 事件、事故等の発生に際しては、現場に急行し率先して事案処理に当たるとともに、その取扱いについて具体的な現場指導を行うこと。

ウ 不審者等に対する職務質問の実践的指導に努めるとともに、被疑者の同行、逮捕等があつた場合には、逮捕手続書、捜査報告書等関係書類の作成要領について指導すること。

エ 諸執行務に当たつて問題を起こしやすい者又は勤務意欲が低調な者等については、その原因を究明し、個々に指導方策をたてて具体的な指導に努めること。

(4) 指導資料の活用

警察本部発行の資料等を十分に活用して指導を行い、特に必要なものについては、反復して活用するなど指導の徹底を期すること。

(5) 指導結果報告

ア 地域警察幹部は、地域警察官に対する実務指導教養のほか指示、命令の遵守状況、身上監督結果等については、規程第11条に定める「指導監督等実施結果報告書」に記録し、署長に報告すること。

イ 他課の幹部による地域警察官に対する指導教養結果についても、同様に「指導監督等実施結果報告書」により、地域警察幹部を経由して署長に報告すること。

ウ 他課の幹部は、「指導監督等実施結果報告書」の提出に際しては、自らの所属する課(係)長の検印を受け、地域警察幹部に提出すること。

第4 巡回指導の要請

警察署長は、警察署における地域警察幹部会議、指導担当者会議、地域警察会議等を開催するに当たつて、本部員による実務指導を必要とするときは、事前に地域部地域課長を経由して係員の派遣を要請すること。

第5 実務指導連絡会議

地域部地域課長は、実務指導を効果的に推進するため、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め連絡会議を開催するものとする。

第6 報告

地域部地域課員が警察署の地域警察官に対して巡回指導を実施した場合は、その都度、別記様式の「勤務日誌」に記録して報告するものとする。